

全項目評価書の構成

項目	評価書構成	
	業務	共通
<b>I 基本情報</b>		
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	○	△
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	○	○
3. 特定個人情報ファイル名	○	○
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	○	○
5. 個人番号の利用	○	○
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	○	○
7. 評価実施機関における担当部署	○	○
8. 他の評価実施機関 (別添1)業務の内容	○	○
<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>		
1. ファイルの名称	○	○
2. 基本情報	○	○
3. 情報の入手・利用	○	○
4. 情報の委託	○	○
5. 情報の移転(委託以外)	○	○
6. 情報の保管・消去	○	○
7. 備考	○	○
<b>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</b>		
1. 特定個人情報ファイル名	○	○
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	○	○
3. 特定個人情報の使用	○	○
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	○	○
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	○	○
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	○
7. 特定個人情報の保管・消去	○	○
<b>IV その他のリスク対策</b>		
1. 監査	○	○
2. 従業員に対する教育・啓発	○	○
3. その他のリスク対策	○	○
<b>V 開示請求、問合せ</b>		
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	○	○
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	○	○
<b>VI 評価実施手続</b>		
1. 基礎項目評価	○	○
2. 国民・住民等からの意見の聴取	○	○
3. 第三者点検	○	○
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	—	—
<b>(別添3) 変更箇所</b>		
日付、項目、変更前の記載、変更後の記載、提出時期、提出時期に係る理由	△	△

事務  
(システム)  
単位  
で記述

特定個人情  
報ファイル  
単位で記述

事務  
(システム)  
単位  
で記述

評価書の記述方式の比較

項目	特定個人情報保護委員会推奨	大田区方式
<b>I 基本情報</b>	<p>法別表第1の事務単位記述が基本(システム単位での記述も可) 統合宛名システムなどの連携機能がある場合や、中間サーバーは、それぞれシステムの中に業務の副本が存在すると解し、業務の評価書に「溶け込ませて」記述する。</p> <p>評価担当部署がシステム部門と重複して責任の所在が曖昧。</p>	<p>法別表第1の事務単位記述が基本であるが、システム単位での記述を基礎とする。 統合宛名システムなどの連携機能や、中間サーバーは、業務の評価書から外だとして別冊としている。 記述内容は、推奨方式とほぼ同じ。</p> <p>システム面での責任分担が明確。</p>
<b>II 特定個人情報ファイルの概要</b>	<p>特定個人情報ファイル単位で記述する。</p> <p>記述するファイルは1冊の評価書にすべて記述されている。</p>	<p>特定個人情報ファイル単位で記述する。</p> <p>記述するファイル数は推奨方式と同じだが、システムによって連携機能と中間サーバーは別冊となっている。</p>
<b>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</b>	<p>すべてのファイルが1冊に集約されているため、業務についての状況が判りやすい。 ただし、分量が非常に多くなり窓口などの業務面を確認したい場合、かえって読みづらい。 また、中間サーバーや基盤部分の改修があった場合、すべての評価書を修正、再評価の確認をしなければならない。</p>	<p>III 6など情報提供NWとの関連を確認しようとする場合、本評価書のみでは情報が不足するため煩雑で読みにくい点がある。 ただし、業務及び業務システムのみでは、評価書がコンパクトにまとまっているため、より読みやすい。 また、中間サーバーや基盤部分の改修があっても、別冊評価書を修正、再評価の確認で良い。</p>
<b>IV その他のリスク対策</b>	<p>法別表第1の単位記述が基本(システム単位での記述も可)となっているが、一部実施機関全体での記載が必要。</p>	<p>法別表第1の単位記述が基本(システム単位での記述も可)となっているが、一部実施機関全体での記載が必要。</p>
<b>V 開示請求、問合せ</b>	<p>統合宛名システムなどの連携機能がある場合や、中間サーバーは、それぞれシステムの中に業務の副本が存在すると解し、業務の評価書に「溶け込ませて」記述する。</p>	<p>統合宛名システムなどの連携機能や、中間サーバーは、業務の評価書から外だとして別冊としている(尼崎市の場合は評価書として独立)。 記述内容は、ほぼ同じだが、業務評価書がより業務寄りの記述になっている。</p>
<b>VI 評価実施手続</b>	<p>評価担当部署やファイルの取扱い先、問合せ先がシステム部門と重複して責任の所在が曖昧。</p>	<p>システム面での責任分担や問合せ先などが明確。</p>

